

エトキシキン(ETHOXYQUIN)

	基準 値案	参考 基準 国	残留 基準	登録 保留 基準	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型		基準 値案	参考 基準 国	残留 基準	登録 保留 基準	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型	
牛の腎臓												アユ	0.05	登録		0.05								4
豚の腎臓	0.3	登録		0.3							4	コイ	0.05	登録		0.05								4
羊の腎臓												なまず												
馬の腎臓												上記以外の淡水魚												
鹿の腎臓																								
山羊の腎臓												サケ												
兎の腎臓												マス(ニジマス)	0.05	登録		0.05								4
トナカイの腎臓												上記以外の鮭類												
上記以外の陸棲哺乳類の腎臓												ウナギ	0.05	登録		0.05								4
												上記以外の淡水海水回遊魚												
牛のその他の内臓等											4	マダイ	0.05	登録		0.05								4
豚のその他の内臓等	5	登録		4.56(*)								上記以外の海水魚												
羊のその他の内臓等																								
馬のその他の内臓等																								
鹿のその他の内臓等												蝦類												
山羊のその他の内臓等												ロブスター												
兎のその他の内臓等												ザリガニ												
トナカイのその他の内臓等												上記以外の甲殻類												
上記以外の陸棲哺乳類のその他の内臓等																								
牛の乳												牡蠣												
羊の乳												アワビ												
山羊の乳												上記以外の魚介類												
上記以外の陸棲哺乳類の乳												上記以外の動物												
牛の乳(脂肪)												蜂蜜												
羊の乳(脂肪)																								
山羊の乳(脂肪)																								
上記以外の陸棲哺乳類の乳(脂肪)																								
鶏の肉(筋肉)	0.05	登録		0.053		0.5		0.5			3-1													
あひるの肉(筋肉)	0.5	海外				0.5		0.5			5-1													
七面鳥の肉(筋肉)	0.5	海外				0.5		0.5			5-1													
うずらの肉(筋肉)	0.5	海外				0.5		0.5			5-1													
がちょうの肉(筋肉)	0.5	海外				0.5		0.5			5-1													
雉の肉(筋肉)	0.5	海外				0.5		0.5			5-1													
いわしやこの肉(筋肉)	0.5	海外				0.5		0.5			5-1													
上記以外の家禽の肉(筋肉)	0.5	海外				0.5		0.5			5-1													
鶏の肉(脂肪)	5	登録		4.756		3		3			3-1													
あひるの肉(脂肪)	3	海外				3		3			5-1													
七面鳥の肉(脂肪)	3	海外				3		3			5-1													
うずらの肉(脂肪)	3	海外				3		3			5-1													
がちょうの肉(脂肪)	3	海外				3		3			5-1													
雉の肉(脂肪)	3	海外				3		3			5-1													
いわしやこの肉(脂肪)	3	海外				3		3			5-1													
上記以外の家禽の肉(脂肪)	3	海外				3		3			5-1													
鶏の肝臓	2	登録		1.864		3		3			3-1													
あひるの肝臓	3	海外				3		3			5-1													
七面鳥の肝臓	3	海外				3		3			5-1													
うずらの肝臓	3	海外				3		3			5-1													
がちょうの肝臓	3	海外				3		3			5-1													
雉の肝臓	3	海外				3		3			5-1													
いわしやこの肝臓	3	海外				3		3			5-1													
上記以外の家禽の肝臓	3	海外				3		3			5-1													
鶏の腎臓	3	登録		3.478							4													
あひるの腎臓																								
七面鳥の腎臓																								
うずらの腎臓																								
がちょうの腎臓																								
雉の腎臓																								
いわしやこの腎臓																								
上記以外の家禽の腎臓																								
鶏のその他の内臓等																								
あひるのその他の内臓等																								
七面鳥のその他の内臓等																								
うずらのその他の内臓等																								
がちょうのその他の内臓等																								
雉のその他の内臓等																								
いわしやこのその他の内臓等																								
上記以外の家禽のその他の内臓等																								
鶏の卵	0.5	海外						0.5			5-1													
七面鳥の卵	0.5	海外				0.5		0.5			5-1													
上記以外の家禽の卵	0.5	海外				0.5		0.5			5-1													

注) 畜水産物の参考基準国の「登録」は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律に基づく残留値を示す。残留値は、飼料への通常の添加量とされる150ppm以下における残留データをもとに算出した値である。

* 小腸のみ対象

